

東北文化学園大学 I R 室規程

「2020 年 5 月 26 日」

「理事会 制定」

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校法人東北文化学園大学事務組織規程第 2 条第 3 項に定める I R 室の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 I R 室は、東北文化学園大学（以下「本学」という。）の学内情報の集約と分析結果に基づき、本学の意思決定を支援し、学長が行う業務の企画立案、教学改革などを円滑に推進することを目的とする。

(業務)

第 3 条 I R 室は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 情報の提供及び分析を通じた計画策定の促進及び支援
- (2) 情報の提供による意思決定の支援
- (3) 高等教育政策の分析、情報の提供
- (4) 自己点検及び自己評価に必要な情報の提供
- (5) データベースを利用したデータ収集及び当該データベースの整備
- (6) 学内におけるデータ及び情報普及活動並びにデータ分析報告の支援
- (7) 教育、研究に関する情報集約と分析
- (8) 学修時間・教育の成果等に関する情報集約と分析
- (9) 入試や学生募集に関する情報集約と分析
- (10) 教学改革推進のための情報集約と分析
- (11) I R 機能の強化を目的とした研修会等への参加
- (12) その他の計画策定、政策決定、意思決定業務の支援

(組織)

第 4 条 I R 室には、室長又は課長を置く。また、室員を置くことができる。

(情報の提供)

第 5 条 I R 室は、第 3 条の業務を行うため、本学の各組織が所有するすべてのデータの提供を求めることができる。

(情報の保護及び管理)

第 6 条 情報の保護及び管理については、東北文化学園大学個人情報保護規程の定めるところによる。

(I R室会議)

第7条 I R室に、第2条の目的を達成するため I R室会議を置く。

2 I R室会議は次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 各学部長
- (4) 教務部長
- (5) 学生部長
- (6) 就職委員会委員長
- (7) 広報委員会委員長
- (8) I R室員
- (9) その他学長が必要と認めた者

3 議長は、学長が指名した者をもって充てる。

(庶務)

第8条 I R室会議に係る庶務は、I R室が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、I R室に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、2020年5月26日から施行し、2020年4月1日から適用する。